

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （農協法に基づき農業協同組合が行う共済事業） 農家組合員が相互扶助を目的として掛金を拠出し、共同備蓄を行うことにより老後の生活資金を準備するもの。 ・ 特例措置の内容 企業年金等（適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金等）の健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。 	
関係条文	地方税法第51条第1項、同法314条の4第1項	
減収見込額	(初年度) - (▲76,139百万円) (平年度) - (▲76,139百万円) (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化する中で、老後の所得保障の充実を図るため、公的年金制度を補完する企業年金等の一層の普及及び円滑な運営を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して課税される。 そのため、特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少するとともに（特に、個人が運用指図を行う確定拠出企業年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営並びに老後生活の安定と福祉の向上を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している中で、老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	(要望の性格上、明示困難)
	政策目標の達成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性	要望の措置の適用見込み	適格退職年金、確定給付企業年金、確定拠出年金の積立金等を受託する機関（全国共済農業協同組合連合会、生命保険会社、信託会社）に適用される。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金等の積立金の確保が図られることにより、国民の老後の所得保障の充実とともに勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及が促進され、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成11年度、13年度、15年度、17年度及び20年度税制改正要望において、課税停止の延長を要望。